

JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 改正新旧対照表

現行	改訂案	変更箇所
<p>公開: 2000年 7月 19日            改正: 2000年 10月 10日            改正: 2002年 2月 19日            改正: 2005年 1月 21日            改正: 2007年 3月 9日            改正: 2012年 2月 10日            改正: 2012年 5月 16日            改正: 2017年 5月 17日            実施: 2017年 7月 1日</p> <p>(前略)</p> <p>(b) 「当事者」とは、申立人または JP ドメイン名紛争処理手続の申立ての対象となっているドメイン名登録者のことをいう。            (c) 「紛争処理機関」とは、JPNIC により認定された紛争処理機関をいう。これら紛争処理機関の一覧は、JPNIC のウェブサイトで公開される。            (d) 「パネル」とは、JP ドメイン名紛争処理手続の申立てを審理・裁定するために、紛争処理機関により指名された紛争処理パネルをいう。            (e) 「パネリスト」とは、紛争処理機関によりパネルの構成員として指名された個人をいう。            (f) 「合意裁判管轄」とは、            (1) 東京地方裁判所、または            (2) 申立人が、紛争処理機関に申立書を提出したときに、株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」という)のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所をいう。</p>	<p>公開: 2000年 7月 19日            改正: 2000年 10月 10日            改正: 2002年 2月 19日            改正: 2005年 1月 21日            改正: 2007年 3月 9日            改正: 2012年 2月 10日            改正: 2012年 5月 16日            改正: 2017年 5月 17日            改正: 2020年 6月 15日            実施: 2020年 月 日</p> <p>(前略)</p> <p>(b) 「登録者」とは、JP ドメイン名紛争処理手続の申立ての対象となっているドメイン名の登録者をいう。            (c) 「当事者」とは、申立人または登録者をいう。            (d) 「紛争処理機関」とは、JPNIC により認定された紛争処理機関をいう。これら紛争処理機関の一覧は、JPNIC のウェブサイトで公開される。            (e) 「パネル」とは、JP ドメイン名紛争処理手続の申立てを審理・裁定するために、紛争処理機関により指名された紛争処理パネルをいう。            (f) 「パネリスト」とは、紛争処理機関によりパネルの構成員として指名された個人をいう。            (g) 「合意裁判管轄」とは、            (1) 東京地方裁判所、または            (2) 申立人が、紛争処理機関に申立書(添付する関係書類を含む以下同じ。)を提出したときに、株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」という)のドメイン名登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所をいう。</p>	<p>(追記)</p> <p>第 1 条 定義            当事者を登録者に修正</p> <p>(c)を追記            以下、段落記号を修正</p> <p>(添付する関係書類を含む以下同じ。)を挿入</p>

現行	改訂案	変更箇所
<p>(g) 「登録規則」とは、JPRS とドメイン名登録者の間の契約内容を規定し、JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群をいう。</p> <p>(h) 「処理方針」とは、登録規則からの参照により、それと一体になり、その一部を成している「JP ドメイン名紛争処理方針」をいう。</p> <p>(i) 「営業日」とは、紛争処理機関が別途補則で定める営業日をいう。</p> <p>(j) 「補則」とは、本規則を補完するために、JP ドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関が採択した規則をいう。この補則は、処理方針または本規則と矛盾する内容のものであってはならず、紛争処理機関は、この補則において、料金、語数・頁数の制限またはその指針、紛争処理機関とパネルの連絡方法、及び連絡通知文書の表書の様式等を定めなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(a) 紛争処理機関が申立書を登録者に送付するときは、合理的に利用可能な、確実に登録者に通知できる手段を講じなければならない。実際に申立書が送付されるか、または申立書の送付について次のすべての手段が講じられたときには、送付がなされたものとみなされる。</p> <p>( ) JPRS のドメイン名登録原簿に記載されているドメイン名登録組織の代表者及び登録担当者への郵送及びファクシミリによる申立書の送付</p> <p>( ) 電子メール（電子メールによる送付が可能な添付書類を含む）による次のすべての宛先への申立書の送付</p> <p>(A) 登録担当者の電子メールアドレス</p>	<p>(h) 「登録規則」とは、JPRS とドメイン名登録者の間の契約内容を規定し、JPRS が JP ドメイン名の登録等に適用するとして定める規則群をいう。</p> <p>(i) 「処理方針」とは、登録規則からの参照により、それと一体になり、その一部を成している「JP ドメイン名紛争処理方針」をいう。</p> <p>(j) 「営業日」とは、紛争処理機関が別途補則で定める営業日をいう。</p> <p>(k) 「補則」とは、本規則を補完するために、JP ドメイン名紛争処理手続を行う紛争処理機関が採択した規則をいう。この補則は、処理方針または本規則と矛盾する内容のものであってはならず、紛争処理機関は、この補則において、料金、語数<b>もしくは</b>頁数の制限またはその指針、<b>紛争処理機関に提出される電磁的記録の容量及び形式</b>、紛争処理機関とパネルの連絡方法、<b>並びに書面及び通知の表書の様式等を定めなければならない。</b></p> <p>(l) 「開始通知」とは、処理方針に基づく JP ドメイン名紛争解決手続の開始を、紛争処理機関が登録者に郵送及び電子メールにより通知することをいう。紛争処理機関は、書面を受領し、及び提出するための、紛争処理機関が指定するインターネットによる電子的送信その他の手段（以下「電子的送信」という）を JP ドメイン名紛争解決手続の利用者に説明し、開始通知には、原則として、申立書を添付しないものとする。</p> <p>(m) 「送信通知」とは、当事者が電子的送信により書面の提出を行ったことの電子メールによる紛争処理機関への通知、及び紛争処理機関が電子的送信により当事者に書面の送付を行ったことの電子メールによる当事者への通知をいう。当事者及び紛争処理機関は、送信通知には、原則として、書面を添付しないものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(a) 紛争処理機関が申立書を登録者に送付するときは、合理的に利用可能な、確実に登録者に通知できる手段を講じなければならない。実際に申立書が送付されるか、または申立書の送付について次のすべての手段が講じられたときには、送付がなされたものとみなされる。</p> <p>( ) JPRS のドメイン名登録原簿に記載されているドメイン名登録組織の<b>登録者の所在地及び公開連絡窓口への開始通知の郵送</b></p> <p>( ) 電子メールによる次のすべての宛先への開始通知の送信</p> <p>(A) 登録担当者<b>及び公開連絡窓口</b>の電子メールアドレス</p>	<p><b>もしくは</b> を挿入  <b>紛争処理機関に提出される電磁的記録の容量及び形式</b> を挿入  <b>並びに書面</b> を挿入</p> <p>(l) を追記</p> <p>(m) を追記</p> <p>第 2 条 送付方法</p> <p>修正  <b>ファクシミリによる申立書の送付</b> を削除  <b>及び公開連絡窓口</b> を挿入</p>

現行	改訂案	変更箇所
<p>(中略)</p> <p>( ) 登録者が紛争処理機関に通知した希望送付先の住所、及び第3条(b)(v)により申立人が紛争処理機関に提示したすべての送付先への申立書の送付</p> <p>(b) 前項の場合を除き、本規則に規定されている申立人または登録者へのすべての書面連絡は、各当事者が希望する第3条(b)(iii)または第5条(b)(iii)の手段によるものとし、またはそのような希望がないときは、次のいずれかの手段によりなされなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(f) 本規則に規定されているすべての送付は、本規則の別段の規定またはパネルによる別段の決定がある場合を除いて、次のいずれかの日になされたものとする。  ( ) ファクシミリによるときは、送付記録書に記載されている日  ( ) 郵送によるときは、受取証に記載されている日</p> <p>(中略)</p> <p>(h) すべての送付の写しは、次のとおり関係者に送付されなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>( ) 当事者の一方から送付されたものは、必要に応じ、他の当事者、パネル及び紛争処理機関へ</p> <p>(i) 送付者は、その送付の事実及び状況を記録した書面その他の記憶媒体を、関係当事者による検査及び報告のために保管しておかなければならない。</p>	<p>(中略)</p> <p>(C) ドメイン名(またはドメイン名の前に「www.」を付けたもの)を入力することにより表示されるウェブページ(登録者が運営するページではないと、紛争処理機関が認めた場合を除く)において連絡先として記載され、またはリンクにより表示されるすべての電子メールアドレス</p> <p>( ) 電子メールによる登録者が紛争処理機関に通知した希望送付先の電子メールアドレス、及び第3条(b)(v)により申立人が紛争処理機関に提示した他のすべての電子メールアドレスへの開始通知の送信</p> <p>(b) 前項の場合を除き、本規則に規定されている当事者と紛争処理機関間のすべての書面の送付は、電子的送信によるものとし、書面の送付に関する送信通知は、前項(ii)及び(iii)に定めるすべての電子メールアドレスへの電子メールの送信によるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(f) 本規則に規定されているすべての送付は、本規則の別段の規定またはパネルによる別段の決定がある場合を除いて、次のいずれかの日になされたものとする。  ( ) 電子メールによる送信または電子的送信のときは、書面の送信または保存がなされたとして記録されている日  ( ) 郵送によるときは、配達証明書に記載されている日</p> <p>(中略)</p> <p>(h) すべての送付される書面の写しは、紛争処理機関により、次のとおり関係者に送付されなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>( ) 当事者の一方から送付するときは、必要に応じ、他の当事者、パネル及び紛争処理機関へ</p> <p>(i) 送付者は、その送付の事実及び状況の記録(第2条(a)に基づく紛争処理機関による登録者への開始通知の送付の記録を含む)を、関係当事者による検査及び報告のために保管しておかなければならない。</p>	<p>(C) を追記</p> <p>電子メールによる電子メールアドレス(2箇所)他の を挿入  申立書 を 開始通知 に修正  送付 を 送信 に修正</p> <p>修正</p> <p>修正  受取証 を 配達証明書 に修正</p> <p>される書面  紛争処理機関により、  を挿入</p> <p>されたものは を するときは  に修正</p> <p>修正</p>

現行	改訂案	変更箇所
<p>(中略)</p> <p>(b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書及び電子メール（電子メールに添付できない関係書類は除く）の両方によって提出されなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(v) 紛争処理機関が第2条(a)に定める申立書の送付を行うのに必要とされる、登録者またはその代理人への連絡手段について、申立人がこのJPドメイン名紛争処理手続開始前の交渉で知り得た連絡先情報を含め、申立人が知る登録者の氏名、事務所等の名称、及び関係するすべての情報（郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号を含む）</p> <p>(中略)</p> <p>(xiii) 次の結語及び申立人またはその権限ある代理人の署名または記名捺印</p> <p>(中略)</p> <p>(xv) 代理人がこの手続を行う場合は、委任状（代理権の存在を証明する書類）</p> <p>(中略)</p>	<p>(j) 送付した当事者が不達通知を受け取った場合、その当事者は、その通知の状況を直ちに紛争処理機関に連絡し、紛争処理機関の指示に従うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 申立書には、以下の事項が記載されるものとし、電磁的記録の形式で電子的送信によって提出されなければならない、申立書の提出に関する送信通知は、紛争処理機関が指定する電子メールアドレスへの電子メールの送信によるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(v) 紛争処理機関が第2条(a)に定める開始通知の送付を行うのに必要とされる、登録者またはその代理人への連絡手段について、申立人がこのJPドメイン名紛争処理手続開始前の交渉で知り得た連絡先情報を含め、申立人が知る登録者の氏名、事務所等の名称、及び関係するすべての情報（郵送先住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号を含む）</p> <p>(中略)</p> <p>(xiii) 次の結語及び申立人またはその権限ある代理人の電子的な署名または記名捺印（形式を問わない）</p> <p>(中略)</p> <p>(xv) 代理人がこのJPドメイン名紛争処理手続を行う場合は、委任状（代理権の存在を証明する書類）</p> <p>(中略)</p> <p>（上記(xiv)ないし(xvi)の書類は、電磁的記録による写しによる提出を認めるものとする。ただし、書類の真正が争われる場合に、紛争処理機関は原本の提出を求めることができる。）</p> <p>(中略)</p>	<p>(j)を追記</p> <p>第3条 申立書 修正</p> <p>申立書 を開始通知 に修正</p> <p>電子的な を挿入 （形式を問わない） を挿入</p> <p>JPドメイン名紛争処理 を挿入</p> <p>（ ）内を追記</p>

現行	改訂案	変更箇所
<p>(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第 19 条に定める料金の受領の確認及び書面の受領から 5 日（営業日）以内に、第 2 条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。</p> <p>(b) 紛争処理機関が申立書に不備があることを発見したときには、その不備の内容を申立人に速やかに通知する。申立人は、その通知受領から 5 日（営業日）以内にその不備を補正できる。この期間内に何らの補正もなされなかった場合には、当該申立ては取り下げたものとみなされる。ただし、当該申立てを取り下げたとみなされるような場合であっても、申立人は新しい申立書を提出することができる。</p> <p>（中略）</p> <p>(a) 登録者は、手続開始日から 20 日（営業日）以内に、答弁書を紛争処理機関に提出しなければならない。</p> <p>(b) 答弁書には、以下の事項が記載されるものとし、関係書類を添付した文書及び電子メール（電子メールに添付できない関係書類は除く）の両方によって提出されなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>(vii) 次の結語及び登録者またはその権限ある代理人の署名または記名捺印</p> <p>（中略）</p> <p>(ix) 代理人がこの手続を行う場合は、委任状（代理権の存在を証明する書類）</p>	<p>(a) 紛争処理機関は、申立書が処理方針と本規則に適合しているかどうかを確認し、不備がなければ、申立人が支払う第 19 条に定める料金の受領の確認及び<b>申立書の受領のうちいずれか遅い日</b>から 5 日（営業日）以内に、第 2 条(a)の定めるところに従い、紛争処理機関がその補則で定める説明入りの表書とともに申立書を登録者に送付する。</p> <p>(b) 紛争処理機関が申立書に不備があることを発見したときには、その不備の内容を申立人に速やかに通知する。申立人は、その通知受領から 5 日（営業日）以内にその不備を補正できる。この期間内に何らの補正もなされなかった場合には、<b>紛争処理機関がやむを得ないと認めたときを除き</b>、当該申立ては取り下げたものとみなされる。ただし、当該申立てを取り下げたとみなされるような場合であっても、申立人は新しい申立書を提出することができる。</p> <p>（中略）</p> <p>(a) 登録者は、手続開始日から 20 日（営業日）以内に、答弁書（<b>添付する関係書類を含む。以下同じ。</b>）を紛争処理機関に提出しなければならない。</p> <p>(b) 答弁書には、以下の事項が記載されるものとし、<b>電磁的記録の形式で電子的送信</b>によって提出されなければならない<b>ず</b>、答弁書の提出に関する送信通知は、<b>紛争処理機関が指定する電子メールアドレスへの電子メールの送信によるものとする。</b></p> <p>（中略）</p> <p>(vii) 次の結語及び登録者またはその権限ある代理人の<b>電子的な署名</b>または記名捺印（<b>形式を問わない</b>）</p> <p>（中略）</p> <p>(ix) 代理人がこの <b>JP ドメイン名紛争処理</b>手続を行う場合は、委任状（代理権の存在を証明する書類）</p> <p>（中略）</p> <p><b>（上記(viii)ないし(x)は、電磁的記録による写しによる提出を認めるも</b></p>	<p>第 4 条 申立書の送付</p> <p>書面を<b>申立書</b>に修正<b>いずれか遅い日</b>を挿入</p> <p><b>紛争処理機関がやむを得ないと認めたときを除き</b>、を挿入</p> <p>第 5 条 答弁書</p> <p>（添付する関係書類を含む。以下同じ。）を挿入</p> <p>修正</p> <p><b>電子的な</b>を挿入 （<b>形式を問わない</b>）を挿入</p> <p><b>JP ドメイン名紛争処理</b>を挿入</p> <p>（ ）内を追記</p>



現行	改訂案	変更箇所
<p>(中略)</p> <p>(d) 登録者の上申があれば、紛争処理機関は、例外的な事件に限って、その答弁書の提出期限を延長することができる。また、提出期限は、両当事者の書面による合意があれば、それを紛争処理機関が認める限りにおいて、延長することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>当事者及びその代理人は、パネルと一方的な連絡を取ってはならない。当事者とパネルとのすべての連絡は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている方法に従って紛争処理機関の事務局または事務担当者を通じて、なされなければならない。</p> <p>第9条 一件書類のパネルへの移送</p> <p>紛争処理機関は、パネルの指名終了後（三名構成のパネルのときは、最後のパネリストの指名終了後）直ちに、一件書類をパネルに送付する。</p> <p>(中略)</p> <p>(a) パネルは、提出された陳述・文書及び審問の結果に基づき、処理方針、本規則及び適用されうる関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(d) パネルの裁定は、書面によるものとし、その裁定の内容、理由を述</p>	<p>のとする。ただし、書類の真正が争われる場合に、紛争処理機関は原本の提出を求めることができる。)</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 登録者から答弁書の提出期限延長を求める上申があれば、紛争処理機関は、その答弁書の提出期限を自動的に4日（営業日）延長するものとし、例外的な事件に限って、さらにその答弁書の提出期限を延長することができる。また、提出期限は、両当事者の合意に基づく上申書が提出されれば、それを紛争処理機関が認める限りにおいて、延長することができる。紛争処理機関は、延長された提出期限を両当事者に通知しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>当事者及びその代理人は、パネルと一方的な連絡を取ってはならない。当事者とパネルとのすべての連絡は、紛争処理機関が定めた補則に規定されている方法に従って紛争処理機関の事務局または事件管理者を通じて、なされなければならない。</p> <p>第9条 一件書類のパネルへの送付</p> <p>紛争処理機関は、パネルの指名終了後（三名構成のパネルのときは、最後のパネリストの指名終了後）直ちに、一件書類を電磁的記録の形式で電子的送信によってパネルに送付する。</p> <p>(中略)</p> <p>(a) パネルは、提出された陳述・書類及び審問の結果に基づき、処理方針、本規則及び適用されうる関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(d) パネルの裁定は、電磁的記録によるものとし、その裁定の内容、</p>	<p>修正</p> <p>第8条 当事者とパネル間の連絡</p> <p>事務担当者 を 事件管理者 に修正</p> <p>移送 を 送付 に修正</p> <p>電磁的記録の形式で電子的送信によって を挿入</p> <p>第15条 パネルの裁定</p> <p>文書 を 書類 に修正</p> <p>書面 を 電磁的記録 に修正し、パネリストの署名または記</p>

現行	改訂案	変更箇所
<p>べるとともに、裁定日とパネリストの氏名を記載し、パネリストの署名または記名捺印をするものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 17 条 取下げ、和解その他の理由による手続の終結</p> <p>(a) 申立人は、パネルの裁定が下されるまでの間、申立てを取り下げることができる。ただし登録者が答弁書を提出した後にあっては、その同意を得なければならない。</p> <p>(b) 前項により申立てが取り下げられたとき、その手続は終了する。</p> <p>(中略)</p> <p>(c) パネルの裁定前に何らかの理由でその手続の続行が不必要または不可能になったときには、パネルは、パネル自身が定めた期間内に、いずれかの当事者からそれに反対する正当な異議理由の提出がなければ、その手続を終了する。</p> <p>(中略)</p> <p>(e) 移転の裁定を受けた申立人は、当該ドメイン名の移転登録及び登録更新に当たって登録規則に定める所定の登録料を支払うものとする。</p>	<p>理由を述べるとともに、裁定日とパネリストの氏名を記載するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 17 条 取下げ、和解その他の理由による手続の<b>終了</b></p> <p>(a) 申立人は、パネルの裁定が下されるまでの間、申立てを取り下げることができる。ただし登録者が答弁書を提出した後にあっては、その同意を得なければならない。<b>申立てが取り下げられたとき、その JP ドメイン名紛争処理手続は終了する。</b></p> <p>(b) <b>パネルの裁定前に両当事者が和解に合意した場合、その JP ドメイン名紛争処理手続は終了する。和解は以下の手順によるものとする。</b></p> <p>(i) <b>当事者が和解協議中であることを理由に、その JP ドメイン名紛争処理手続を中断するよう求める上申書を紛争処理機関に提出する。</b></p> <p>(ii) <b>紛争処理機関が、その JP ドメイン名紛争処理手続の中断の上申書を受領したことを確認し、中断の予定期間を両当事者、JPNIC 及び JPRS に通知する。</b></p> <p>( ) <b>両当事者が和解に達したら、紛争処理機関が定めた補則に規定されている方法に従って当事者間の和解契約の要旨を紛争処理機関に提出する。紛争処理機関は、当事者間の和解契約の要旨をいかなる第三者にも開示しないものとする。</b></p> <p>( ) <b>紛争処理機関は、和解結果のうち JPRS による実施が必要な措置を JPRS に確認する。JPRS は、両当事者及び JPNIC に当該措置について通知し、両当事者は当該措置に必要な対応をとるものとする。</b></p> <p>(c) パネルの裁定前に何らかの理由でその <b>JP ドメイン名紛争処理手続</b>の続行が不必要または不可能になったときには、パネルは、パネル自身が定めた期間内に、いずれかの当事者からそれに反対する正当な異議理由の提出がなければ、その <b>JP ドメイン名紛争処理手続</b>を終了する。</p> <p>(中略)</p> <p>(e) 移転の裁定を受けた申立人は、当該ドメイン名の移転登録及び登録更新に当たって登録規則に定める所定の登録料<b>または登録更新料</b>を支払うものとする。</p>	<p>名捺印を を削除</p> <p>終結 を <b>終了</b> に修正</p> <p><b>申立てが取り下げられたとき、その JP ドメイン名紛争処理手続は終了する。</b> を挿入</p> <p>(b) を修正</p> <p>(i),(ii),( ),( ) を挿入</p> <p><b>JP ドメイン名紛争処理 (2 箇所)</b> を挿入</p> <p>第 19 条 料金</p> <p><b>または登録更新料</b> を挿入</p>

現行	改訂案	変更箇所
<p>(中略)</p> <p>第 21 条 改訂</p> <p>JPNIC は、いつでも本規則を改訂する権利を留保する。JPNIC 及び JPRS は、その改訂された本規則をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも 30 日（暦日）前に公開するものとする。申立書が紛争処理機関に提出された時に有効である本規則が、その JP ドメイン名紛争処理手続に適用されるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(中略)</p> <p>第 21 条 改正</p> <p>JPNIC は、いつでも本規則を改正する権利を留保する。JPNIC 及び JPRS は、その改正された本規則をそれぞれのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも 30 日（暦日）前に公開するものとする。申立書が紛争処理機関に提出された時に有効である本規則が、その JP ドメイン名紛争処理手続に適用されるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>改訂を改正 に 修正</p>